

# 平成29年度 第7回小平市農業振興計画検討委員会 会議要録

## 1 開催日時及び場所

日時：平成29年9月25日（月）午後1時から2時30分まで

場所：小平ファーマーズ・マーケット「ムーちゃん広場」

2階 グリーンホール、パープルホール

## 2 出席者

### (1) 委員

9名（小野委員欠席）

### (2) オブザーバー

滝澤地域振興部長

### (3) 事務局

市：産業振興課 板谷課長、増原課長補佐、石田係長、鎌田係長、十河、飯泉

多摩信用金庫：地域連携支援部 嵯峨調査役、鈴木

首都大学東京：都市環境学部 太田特任助教、URA室 中西主幹URA

### (4) 傍聴者

1名

## 3 配布資料

資料① 農業振興計画素案

資料② 今後のスケジュール

## 4 内容(議事要旨)

### (1) 議題

#### 農業振興計画素案について

事務局から資料①を用いて、農業振興計画素案の第1章から第6章について説明した。

(委員長) 今の説明について、質問や意見はあるか。特に第1章については、意見がなければ、これで決定としたい。

(委員) 第1章の国、東京都の法令等による位置付けの中で、国の法律に関する記載はあるが、東京都に関する記載が抜けているので、東京都農業振興プランについても書いておいた方がよい。

(委員長) 東京都農業振興プランについては参考にもしており、記載する。

引き続き、第7章、第8章及び第10章について説明を。

事務局から資料①を用いて、農業振興計画素案の第7章、第8章の重点施策、及び第10章の推進体制について説明した。

(委員長) 特に第7章、第8章について議論したいが、都市農地の貸し借りについて制度の検討がされているので、情報共有していただきたい。

(委員) 現在議論されている内容と動きを説明する。まず、都市農業振興基本法ができて、

今までと違う農地の政策を進めていくという流れがあり、生産緑地法も2022年問題に対応するため、改正が行われている。

それとは別に、労働力不足等で農地を貸し借りしたい時に、生産緑地では相続税納税猶予が適用されなくなるという問題があるというのが現状である。このためには解決しなければならない3つの問題があり、1つは農地法の問題、2つ目に相続税納税猶予制度の問題、3つ目に生産緑地法の問題である。

まず、農地法の問題としては、現在農地の貸し借りは農地法ではなく、農業経営基盤強化促進法や農地中間管理法を活用して行っているが、これらは市街化地域は対象外である。農地法で貸し借りができないわけではないが、借りる側の権利が強くなっており問題がある。そこで、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が国会に提出予定であったが、衆議院の解散が見込まれるため、次回の国会に回りそうな状況である。この法案は都市の機能を発揮できるような事業計画を提出して農業委員会を経て市が認定する制度であり、多くの人がこの制度を活用できそうな制度設計となっている。

その法律を作ったあと、相続税納税猶予制度について税制の改正を行い、さらに、生産緑地について、主たる従事者に関する解釈を加えるための規則改正を行いたいという流れになっている。

これらが成立することによって、加速度的に農地の貸し借りが進むわけではないが、貸したいのに貸せないという状況は改善すると受け止められる。

(委員長) 農業振興計画は10年間の計画なので、こういった動きも見据えなくてはならない。

それでは第7章、第8章及び第10章について意見や質問を。

(委員) 気になった点の1つ目は低利用農地の適正活用プログラムで農地の貸借による流動化を可能にし、とあるが今の話を受けてこのままの表記でよいのか。2つ目は各タイトルで同じようなタイトルが複数でてくるので整理が必要である。3つ目は関連項目について整理が必要である。片方が関連項目として挙げているのであれば、反対側も関連項目である。

(委員長) その辺りは検討して整理する。他に意見はあるか。

(委員) 農産物認証の取得支援のところで、有機JAS認証が挙げられているが、東京都ではそれよりも幅広い東京都のエコ農産物認証制度があるので、そちらの方が良いのではないか。また、適正農業規範という言葉はあまり使わない。

また、農地の防災機能のところで、防災用井戸についてはどうか。

(委員長) 防災兼用井戸については、残しておく、準備しておくことが大事である。有機JAS認定については、東京都はエコ認証を推奨しているが、有機JASを取得している人も瑞穂などで多い。

(委員) それほど多くはない。

(委員長) 他に意見を。

(委員) エコ認証については小平市でも8名の方が認証を受けている。付加価値がつくと思うので、どんどん広めて情報発信した方が良い。

食育プログラムの推進については、学校給食における地場産農産物の利用率が高まってきており、良いことだと思う。農産物をモノとしてだけでなく、コトとして浸透

させるために、例えば、給食の時間に農業者の方が農産物の作り方や苦勞、あるいは新鮮な野菜の見分け方といった情報発信をすると家庭での地産地消の購買意欲に繋がると思うので、良いと思う。

いろいろなプログラムがあり、1つ1つは素晴らしいが、10年間でどこまでできるのかという疑問は残る。

(委員長) 優先順位をつける必要があるので考慮したい。他に質問は。

(委員) 女性農業者のネットワークづくりはすごく良いと思う。

(委員) 全体的に見ると網羅されている感じで良いと思う。少し言葉が不足していたり、直したりするところがあるから、もう一度見直してほしい。

(委員長) おかしいところや言葉を変えてほしいといったことを事務局に伝えてもらえれば、さらにブラッシュアップできるのでお願いする。他に意見は。

(委員) 第8章については、5つ感じたことがある。1つ目は、各農家に適した経営モデルの構築は素晴らしいことだと思う。個々に応じた、特徴、地域に応じたプランができることは効果が高いと思う。2つ目は、情報発信については、PR力の高いプロやセミプロの人材を確保した方が良い。また、例えば地産地消について理論的に意義を説明するなどの工夫が農業振興には大事なポイントなのではないかと。3つ目は、自治会、地域団体等と協力し、農地の保全に繋がる方法を検討するという視点は大変素晴らしいと思う。4つ目は、女性の力の活用は多いにやるべきだと思う。農業は男性中心の流れになっているように感じるが、女性に引っ張ってもらうこともあるのではないかと。5つ目は、市によって農地を買い取り、体験農園等を建築するケースについてシミュレーションするとあることで、素晴らしいと思うが、予算に制限があるので、信託等を活用して行う方法についてもシミュレーションをしていくと良い。

加えて、農家アンケートでは農地の活用方法として市民農園の割合が低かったが、市民の希望とギャップがある。行政やJAが音頭をとって、新しい市民農園のあり方を考えてみてはどうか。小さくても、市民の多くが自分の菜園を持っていることで、緑ある小平が持続できればよいと思う。

(委員長) 他に気になった点があれば。

(委員) 法人化に関する情報収集については、農地所有適格法人だけではないと思うので、等と入れた方が良いと思う。自分が所有する会社に貸すということもあると思うので、農地所有適格法人だと仰々しすぎる。また、雇用については、新規就農は非常に難しいので、農家が人を雇う際に支援するといった事を入れた方が良いと思う。なお、政策を援用・活用し、というところはよく意味が分からない。加えて、指導農業士というフレーズも入れておかないといけないと思う。

(委員長) その辺りも検討する。

(副委員長) 細かく具体的に網羅されていると思う。農業者の立場で考えると、都市に農地は少ないという時代から180度転換して、農家としては嬉しい事ではあるが、どうしたら良いかすぐに決められないのではないかと。1番問題なのは税との関係である。市、都や国でフォローして農地を残したいとうたっているが、具体的に、財務省、国交省や農水省と色々な国の組織が連携して、そういう方向に動いてもらえば良いが。

もう一つは、生産緑地を市が買収して利用することについては、生産緑地制度が始まってから市が農地として買い取ったことはないと聞いている。農家と市民が触れ合う場所ができることは非常に良いと思うが、経費がかかる。その辺が解決できれば農家の人もありがたいので、ぜひ進めてほしい。

(委員長) それぞれの委員からの指摘があったので、次回までにブラッシュアップしたい。最後にオブザーバーから。

(オブザーバー) 法の関係はどうなるか分からないが、来年度からの10年間の計画ということで、同時進行で策定している産業振興基本計画と合わせて、きっちりした計画を作りたいと考えている。

(委員長) 次回第8回はより詳細な計画素案を提示したい。委員においては、本日言い足りなかったことや質問などを10月10日までに事務局まで伝えていただきたい。

次回の検討委員会は10月31日午後を予定している。

## (2) その他

### 今後の日程等について

事務局から、資料②を用いて、今後の日程等について説明した。

(委員長) それでは、第7回検討委員会を終了とする。

以 上